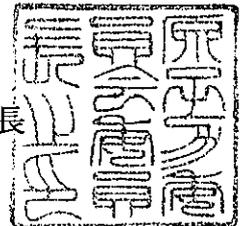




府政科技第1135号
平成29年12月26日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の
原子炉設置変更許可（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）
について（答申）

平成29年11月8日付け原規規発第1711083号をもって意見照会のあった
標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」と
いう。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基
準の適用については、別紙のとおりである。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉STACYの使用の目的（原子炉施設及び核燃料サイクル施設に係る臨界基礎データの収集並びに教育訓練）を変更するが、平和目的以外に使用されるものではないこと
- ・使用済燃料について、国内又は我が国と原子力の平和的利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引き取りを依頼して引き渡すこととし、引渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵する方針としていること
- ・既許可において、溶液燃料を用いたSTACYで使用予定であったウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状の燃料及びウラン酸化物のペレット状の燃料については、炉心燃料として使用する方針ではなく、燃料貯蔵設備に貯蔵する方針としていること

等の諸点については、その妥当性を確認したこと、加えて我が国ではSTACYも対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、当該試験研究用等原子炉が、平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

しかし、原子力規制委員会から原子力委員会に見解を示すよう求めのあった粉末燃料貯蔵設備のプルトニウム保管ピットに貯蔵するのみのウラン・プルトニウムの混合酸化物の粉末状の燃料については、現状の申請書における記載では利用目的がないとの誤解を生じさせる恐れがあり、利用目的のないプルトニウムを持たないとの我が国の原則に照らし適当ではない。日本原子力研究開発機構は、この点を踏まえ、改めて申請を補正すべきである。なお、原子力委員会は、日本原子力研究開発機構に対し補正を求めるものであり、原子力規制委員会は補正が提出されるまでの間、本件許可の判断を保留することを期待する。

今後、原子力委員会は、我が国で管理するプルトニウムの平和利用に係る透明性向上の観点から、日本原子力研究開発機構に対し同機構の所有するプルトニウム利用方針の公表を求めるとともに、その妥当性を確認していくこととする。計画の変更等に

より当面の使用方針が明確でないプルトニウムを保管せざるをえない場合には、その使用又は処分の在り方を明確にし、妥当性を有することが必要であるとする。

原子力委員会は、所管官庁である文部科学省に対し、適切に指導・監督することを求めるものである。